平成２９年（フ）第５２６号
京都市右京区太秦皆正寺町14番地１　シラトンハイツ山口105
債務者　中川　正夫
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第９６号
東京都江東区深川２丁目24－３　ジュネス門前仲町303、住民票上及び申立時の住所広島県呉市倉橋町3538番地の２
債務者　堀内　雄世
1　決定年月日時　平成29年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２９年（フ）第４１号
広島県呉市内神町１番51号
債務者　山本　隆光
1　決定年月日時　平成29年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２９年（フ）第４２号
宮城県大崎市三本木新町１丁目18番13号、従前の住所宮城県大崎市古川小泉字大小423番地５
債務者　皆川　信吉
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第９４号
福井市志比口２丁目22番27号
債務者　飯田　貴子
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第９６号
福井市西学園１丁目204番地
債務者　林　惠美子
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第９９号
福井市加茂河原１丁目６番３号　レジデンス加茂106
債務者　大嶋さゆり
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１０２号
福井県越前市村国３丁目50番地５　グリーンセトルＥ201
債務者　小代　義弘
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１０３号
福井市上野本町新805番地　県営住宅上野団地４号館302号室、旧住所福井市上森田５丁目402番地
債務者　白﨑　恭子
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２９号
福井県敦賀市松島130号170番地の７（櫛川）
債務者　村上　雅之
1　決定年月日時　平成29年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２９年（フ）第１８号
熊本県八代市鏡町鏡村883番地１、前住所大分県大分市角子原１丁目１番31号
債務者　中村亜由子
1　決定年月日時　平成29年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２９年（フ）第３９号
佐賀県唐津市和多田百人町２番27号
債務者　浜井　富枝
1　決定年月日時　平成29年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月３日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２９年（フ）第４０号
佐賀県唐津市山本503番地
債務者　峯　ハツミ
1　決定年月日時　平成29年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月３日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２９年（フ）第４１号
佐賀県唐津市相知町平山上甲1585番地１
債務者　原　　洋香
1　決定年月日時　平成29年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月３日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２９年（フ）第４３号
佐賀県唐津市厳木町岩屋716番地67　新屋敷13号
債務者　中島　宏樹
1　決定年月日時　平成29年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月３日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２９年（フ）第２７３号
兵庫県三田市高次１丁目１番14号　ホワイトヒルＡ棟506号
債務者　大西美知江（旧姓赤松）
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部